

別紙様式2-1 (処遇改善加算 総括表)

提出先 長崎市

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和8年度)

1 基本情報

フリガナ	シヤカイフクシホウジンヘイセイカイ			
法人名	社会福祉法人平成会			
法人所在地	〒	852-8065		
	長崎市横尾3丁目26番1号			
フリガナ	タテシヒデアキ			
書類作成担当者	立石秀明			
連絡先	電話番号	095-855-4141	E-mail	soumu@heisei-kai.or.jp

2 賃金改善計画:加算額以上の賃金改善について(全体)

令和8年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額		
① 令和8年度の加算の見込額	(a)	206,392,238 円
② (①の額以上となること。介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業から賃金に充てた額を除く。)	(b)	217,992,288 円 ← ○

【記入上の注意】

- ・ (b)には、令和8年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1) 月額賃金改善要件(処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)

別紙様式2-2、2-3「①月額賃金改善要件」の欄から転記		○
① 令和8年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2	64,853,218 円	← ○
② 令和8年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)	92,881,186 円	← ○

【記入上の注意】

- ・ 令和8年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)

別紙様式2-2、2-3「②・③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)	○
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている事業所等については、令和9年3月末までに任用要件・賃金体系の整備、研修の実施等を行うことを誓約します。	

(3) キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)

別紙様式2-2、2-3「④キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)	○
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに昇給の仕組みの整備を行うことを誓約します。	

(4) キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)

別紙様式2-2、2-3「⑤キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記	×

⇒上記に「×」が付いた場合、この欄に記入すること

「改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由	○
<input checked="" type="checkbox"/> 小規模事業所等で職員間の賃金バランスに配慮が必要のため。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額440万円まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 年額440万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他()	

(5) キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)

別紙様式2-2、2-3「⑥キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記	○
-------------------------------	---

(6)職場環境等要件

令和8年度特例要件を満たす。	○
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約します。	
令和8年度特例要件を満たさない場合、各加算区分の算定に必要な令和8年度中の職場環境等要件を満たす。	

【4, 5月は、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、6月以降は処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが対象】

該当

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
- ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施すること。
- ・「生産性向上のための取組」のうち3以上の取組(うち⑰又は⑱は必須)を実施すること。

【処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ、6月以降は新規に対象となるサービスも対象】

該当

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
- ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上を実施すること。
- ・「生産性向上のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、⑳の取組を実施している場合は、㉑の2を選択すること。

区分	内容
入職促進に向けた取組	✓ ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	✓ ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
	✓ ④職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	✓ ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	✓ ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	✓ ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている
	✓ ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	✓ ⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	✓ ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	⑮職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
	✓ ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための取組	✓ ⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている
	✓ ⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	✓ ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	✓ ㉑介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
	✓ ㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
	✓ ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
	✓ ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
⑳の2 1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、㉑の取組を実施している。	
やりがい・働きがいの醸成	✓ ㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	✓ ㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	✓ ㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	⑳の2 ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

見える化要件【4, 5月は、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、6月以降は処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが対象】

- ・実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和8年度中の見込みでも差し支えない。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/>	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(「事業所の特色」欄)での選択
	<input checked="" type="checkbox"/>	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載

(7) 令和8年度特例要件

生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せの賃上げ支援

<p>○訪問・通所系サービス等について、ケアプランデータ連携システムを利用している又は実績報告書の提出までに利用する見込みです。</p> <p>○施設・居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等について、生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定している又は実績報告書の提出までに算定する見込みです。 (小規模多機能型居宅介護等のサービスにおいては、ケアプランデータ連携システムを利用している又は実績報告書の提出までに利用する見込みであることにより要件を満たすことができます。)</p> <p>○介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属しています。</p> <p>別紙様式2-2、2-3「⑦令和8年度特例要件」の欄から転記</p>	○
---	---

4 要件を満たすことの確認・証明

- ・以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。 令和7年度と比較して令和8年度に増加した加算額について、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たな賃金改善を行います。	就業規則、給与規程、給与明細等
<input checked="" type="checkbox"/> 期間中に事業所が休業止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。 また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和8年度中(令和9年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書
<input checked="" type="checkbox"/> 指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	—

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

<p>本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。</p> <p>令和 8 年 4 月 13 日 法人名 社会福祉法人平成会 代表者 職名 理事長 氏名 久保勘一郎</p>	○
---	---

別紙様式2-2(個票(4、5月))

法人名 社会福祉法人平成会

【記入上の注意】
 ・ **【オレンジ色】**のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

提出先 長崎市

処遇改善加算(見込額)の合計[円] (別紙様式2-2 ①の内数)	27,902,498	円
うち、処遇改善加算IV相当の1/2(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 3(1)の内数)	8,891,503	円

【記入上の注意】
 ・ 改善後の賃金が年額440万円以上であることは、処遇改善加算による賃金改善額を含む金額で判断すること。

⑤キャリアパス要件IVについて(「令和8年度の算定予定」について)

処遇改善加算I・IIの算定を届け出た事業所数 (短期入所・予防・総合事業での重複除く)	14
改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	20
改善後の賃金要件を満たす職員は0人であって、令和8年度特例要件は満たす事業所数	0

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地 都道府県 市区町村	事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総額位数(処遇改善加算を除く)【単位】 (a)	1単位あたりの単価【円】 (b)	令和8年4・5月に算定する処遇改善加算の区分	加算率 (c)	算定対象月 (d) ※通常は令和8年4月・5月	処遇改善加算の見込額【円】 (a×b×c×d)	①月額賃金要件		②キャリアパス要件I・II	③キャリアパス要件III	⑤キャリアパス要件IV		⑥キャリアパス要件V	⑦令和8年度特例要件	記入上の注意	
											処遇改善加算IV相当の加算額の見込額の1/2	月額賃金要件Iを満たす	任用要件・資本金体系の整備等、研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件(年額440万円以上)を満たす職員数を記載	改善後の賃金要件を満たす職員は0人であって、令和8年度特例要件は満たす/簽約する	介護福祉士等の配置要件の状況が分かる加算の算定状況	生産性向上や協働化に係る取組を実施		
1	4270101506	長崎市	長崎市	介護老人福祉施設-プライエム棟	介護老人福祉施設	2,281,352	10.14	処遇改善加算I	14.0%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	6,477,208	2,081,965	○	○	○	5	日常生活継続支援加算I又はII	生産性向上推進体制加算I又はIIを算定済		
2	4270100698	長崎市	長崎市	短期入所生活介護-プライエム棟	短期入所生活介護	525,541	10.17	処遇改善加算I	14.0%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	1,496,534	481,030	○	○	○	1	サービス提供体制強化加算I	生産性向上推進体制加算I又はIIを算定済		
3	4270100698	長崎市	長崎市	短期入所生活介護-プライエム棟	介護予防短期入所生活介護	7,007	10.17	処遇改善加算I	14.0%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	19,952	6,417	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算I	生産性向上推進体制加算I又はIIを算定済	
4	4270100672	長崎市	長崎市	通所介護-プライエム棟	通所介護	404,246	10.14	処遇改善加算I	9.2%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	754,232	262,342	○	○	○	2	サービス提供体制強化加算I	ケアブランドデータ連携システムの利用を簽約		
5	4270100672	長崎市	長崎市	通所介護-プライエム棟	通所型サービス(独自)(19人以上)	20,748	10.14	処遇改善加算I	9.2%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	38,714	13,465	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算I	ケアブランドデータ連携システムの利用を簽約	
6	4250180041	長崎市	長崎市	介護老人保健施設-ナーシングケア棟	介護老人保健施設	2,687,731	10.14	処遇改善加算I	7.5%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	4,088,042	1,199,156	○	○	○	3	サービス提供体制強化加算I	生産性向上推進体制加算I又はIIを算定済		
7	4250180041	長崎市	長崎市	通所リハビリ-ナーシングケア棟	通所リハビリテーション	630,413	10.17	処遇改善加算I	8.6%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	1,102,752	339,800	○	○	○	1	サービス提供体制強化加算I	ケアブランドデータ連携システムの利用を簽約		
8	4250180041	長崎市	長崎市	通所リハビリ-ナーシングケア棟	介護予防通所リハビリテーション	63,796	10.17	処遇改善加算I	8.6%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	111,584	34,384	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算I	ケアブランドデータ連携システムの利用を簽約	
9	4250180041	長崎市	長崎市	介護老人保健施設-ナーシングケア棟	短期入所療養介護(老健)	316,493	10.14	処遇改善加算I	7.5%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	481,386	141,209	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)	併設本施設において処遇改善加算Iの届出あり	生産性向上推進体制加算I又はIIを算定済	
10	4270105523	長崎市	長崎市	通所介護清石	通所介護	244,989	10.14	処遇改善加算I	9.2%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	457,090	158,985	○	○	○	1	サービス提供体制強化加算I	ケアブランドデータ連携システムの利用を簽約		
11	4270105523	長崎市	長崎市	通所介護清石	通所型サービス(独自)(19人以上)	44,891	10.14	処遇改善加算I	9.2%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	83,756	29,132	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算I	ケアブランドデータ連携システムの利用を簽約	

介護保険事業所番号	指定者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬単位数(処遇改善加算を除く) 【単位】 (a)	1単位あたりの単価【円】 (b)	令和8年4・5月に算定する処遇改善加算の区分	加算率 (c)	算定対象月 (d) ※通常は令和8年4月・5月	処遇改善加算の見込額【円】 (a×b×c×d)	①月額賃金要件		②・③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	④キャリアパス要件Ⅲ	⑤キャリアパス要件Ⅳ		⑥キャリアパス要件Ⅴ	⑦令和8年度特例要件	記入上の注意
		月額賃金要件Ⅰを満たす	月額賃金要件Ⅱを満たす									改善後の賃金要件を満たす職員は0人であって、令和8年度特例要件は満たす/誓約する	改善後の賃金要件(月額40万円以上)を満たす職員数を記載							
12	4270105564	長崎市	長崎市	ショートステイ滑石	短期入所生活介護	521,865	10.17	処遇改善加算Ⅱ	13.6%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	1,443,610	477,664	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)		生産性向上や協働化に係る取組を実施	
13	4270105564	長崎市	長崎市	ショートステイ滑石	介護予防短期入所生活介護	13,087	10.17	処遇改善加算Ⅱ	13.6%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	36,204	11,980	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)		生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済	
14	4290100017	長崎市	長崎市	グループホーム秋桜	認知症対応型共同生活介護	467,590	10.14	処遇改善加算Ⅰ	18.6%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	1,763,792	592,672	○	○	○	1		サービス提供体制強化加算Ⅰ	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済	
15	4270101837	長崎市	長崎市	グループホーム滑石	認知症対応型共同生活介護	221,010	10.14	処遇改善加算Ⅰ	18.6%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	833,670	280,127	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算Ⅱ	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済	
16	4290100603	長崎市	長崎市	地域密着型介護老人福祉施設・日見あけぼの荘	地域密着型老人福祉施設	790,588	10.14	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	2,244,630	721,491	○	○	○	1		日常生活継続支援加算Ⅰ又はⅡ	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済	
17	4270108089	長崎市	長崎市	短期入所生活介護・日見あけぼの荘	短期入所生活介護	620,256	10.17	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	1,766,244	567,719	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算Ⅱ	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済	
18	4270108089	長崎市	長崎市	短期入所生活介護・日見あけぼの荘	介護予防短期入所生活介護	1,217	10.17	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	3,456	1,118	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算Ⅱ	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済	
19	4270107164	長崎市	長崎市	デイサービスセンター日見やすらぎ荘	地域密着型通所介護	313,109	10.14	処遇改善加算Ⅰ	9.2%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	584,164	203,195	○	○	○	1		サービス提供体制強化加算Ⅰ	ケアプランデータ連携システムの利用を誓約	
20	4270107164	長崎市	長崎市	デイサービスセンター日見やすらぎ荘	通所型サービス(独自)(19人以上)	6,409	10.14	処遇改善加算Ⅰ	9.2%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	11,964	4,157	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算Ⅰ	ケアプランデータ連携システムの利用を誓約	
21	4270105861	長崎市	長崎市	訪問介護ステーション・日見やすらぎ荘	訪問介護	48,739	10.21	処遇改善加算Ⅰ	24.5%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	243,834	72,154	○	○	○	1		特定事業所加算Ⅰ	ケアプランデータ連携システムの利用を誓約	
22	4270105861	長崎市	長崎市	訪問介護ステーション・日見やすらぎ荘	訪問型サービス(独自/定率)	2,234	10.21	処遇改善加算Ⅰ	24.5%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	11,168	3,308	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)	併設本体事業所において処遇改善加算Ⅰの届出あり	ケアプランデータ連携システムの利用を誓約	
23	4290100959	長崎市	長崎市	定期巡回・随時対応型訪問介護看護・日見やすらぎ荘	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	92,877	10.21	処遇改善加算Ⅰ	24.5%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	464,656	137,498	○	○	○	1		サービス提供体制強化加算Ⅰ	ケアプランデータ連携システムの利用を誓約	
24	4270100690	長崎市	長崎市	訪問介護ステーション・プライム棟	訪問介護	131,889	10.21	処遇改善加算Ⅰ	24.5%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	659,830	195,256	○	○	○	1		特定事業所加算Ⅰ	ケアプランデータ連携システムの利用を誓約	

別紙様式2-3(個票(6月以降))

法人名 社会福祉法人平成会

【記入上の注意】
・オレンジ色のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

提出先 長崎市

合計	全サービス	従来から処遇改善加算の対象となっていたサービス	令和8年6月から新たに処遇改善加算の対象となるサービス
処遇改善加算(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 ①の内数)	178,489,740	175,269,780	3,219,960 円
うち、処遇改善加算取替相当の1/2(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 3(1)①の内数)	55,961,715	55,961,715	円

⑤キャリアパス要件IVについて(「令和8年度の算定予定」について)

処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数 (短期入所・予防・総合事業での重複除く)	14
改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	20
改善後の賃金要件を満たす職員は0人であって、令和8年度特例要件を満たす事業所数	0

介護保険事業所番号	指定業者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総単位数(処遇改善加算を除く) 【単位】 (a)	1単位あたりの単価[円] (b)	令和8年6月以降に算定する処遇改善加算の区分	加算率(c)	算定対象月(d)												処遇改善加算の見込額[円] (a×b×c×d)	①月額賃金要件		②・③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	④キャリアパス要件Ⅲ	⑤キャリアパス要件Ⅳ		⑥キャリアパス要件Ⅴ	⑦令和8年度特例要件	記入上の注意									
		都道府県	市区町村							※通常は令和8年6月から令和9年3月													処遇改善加算取替相当の加算額の見込額の1/2	月額賃金要件Ⅰを満たす			任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等	昇給の仕組みの整備等				改善後の賃金要件(年額440万円以上)を満たす職員数を記載	改善後の賃金要件を満たす職員は0人であって、令和8年度特例要件は満たす契約する	介護福祉士等の配置要件の状況が分かる加算の算定状況	生産性向上や協働化に係る取組を実施					
		令和8年6月	7月							8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		8月	9月			10月	11月				12月								
1	4270101506	長崎市	長崎市	介護老人福祉施設-プライエム構	介護老人福祉施設	2,281,352	10.14	処遇改善加算Ⅰ口	17.6%	令和8年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	40,713,920	13,070,105	○	○	○	5	改善後の賃金要件を満たす職員は0人であって、令和8年度特例要件は満たす契約する	介護福祉士等の配置要件の状況が分かる加算の算定状況	生産性向上や協働化に係る取組を実施	日常生活継続支援加算Ⅰ又はⅡ	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済	
2	4270100698	長崎市	長崎市	短期入所生活介護-プライエム構	短期入所生活介護	525,541	10.17	処遇改善加算Ⅰ口	17.6%	令和8年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	9,406,740	3,019,775	○	○	○	1		サービス提供体制強化加算Ⅰ	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済			
3	4270100698	長崎市	長崎市	短期入所生活介護-プライエム構	介護予防短期入所生活介護	7,007	10.17	処遇改善加算Ⅰ口	17.6%	令和8年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	125,390	40,270	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算Ⅰ	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済			
4	4270100672	長崎市	長崎市	通所介護-プライエム構	通所介護	404,246	10.14	処遇改善加算Ⅰ口	12.0%	令和8年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4,918,910	1,701,085	○	○	○	2		サービス提供体制強化加算Ⅰ	ケアプランデータ連携システムを利用している			
5	4270100672	長崎市	長崎市	通所介護-プライエム構	通所型サービス(独自)(19人以上)	20,748	10.14	処遇改善加算Ⅰ口	12.0%	令和8年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	252,480	87,305	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算Ⅰ	ケアプランデータ連携システムを利用している			
6	4250180041	長崎市	長崎市	介護老人保健施設-ナーシングケア構	介護老人保健施設	2,687,731	10.14	処遇改善加算Ⅰ口	9.7%	令和8年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26,435,990	8,039,800	○	○	○	3		サービス提供体制強化加算Ⅰ	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済			
7	4250180041	長崎市	長崎市	通所リハビリ-ナーシングケア構	通所リハビリテーション	630,413	10.17	処遇改善加算Ⅰ口	11.1%	令和8年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	7,116,550	2,243,955	○	○	○	1		サービス提供体制強化加算Ⅰ	ケアプランデータ連携システムを利用している			
8	4250180041	長崎市	長崎市	通所リハビリ-ナーシングケア構	介護予防通所リハビリテーション	63,796	10.17	処遇改善加算Ⅰ口	11.1%	令和8年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	720,130	227,095	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算Ⅰ	ケアプランデータ連携システムを利用している			
9	4250180041	長崎市	長崎市	介護老人保健施設-ナーシングケア構	短期入所療養介護(老健)	316,493	10.14	処遇改善加算Ⅰ口	9.7%	令和8年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3,112,980	946,720	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)	併設本体施設において処遇改善加算Ⅰの届出あり	サービス提供体制強化加算Ⅰ	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
10	4270105523	長崎市	長崎市	通所介護清石	通所介護	244,989	10.14	処遇改善加算Ⅰ口	12.0%	令和8年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2,981,050	1,030,930	○	○	○	1		サービス提供体制強化加算Ⅰ	ケアプランデータ連携システムを利用している			
11	4270105523	長崎市	長崎市	通所介護清石	通所型サービス(独自)(19人以上)	44,891	10.14	処遇改善加算Ⅰ口	12.0%	令和8年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	546,240	188,905	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算Ⅰ	ケアプランデータ連携システムを利用している			

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬単位数(処遇改善加算を除く) [単位] (a)	1単位あたりの単価 [円] (b)	令和8年6月以降に算定する処遇改善加算の区分	加算率 (c)	算定対象月 (d) ※通常は令和8年6月から令和9年3月	処遇改善加算の見込額 [円] (a×b×c×d)	①月額資金要件		②・③キャリアパス要件 I・II	④キャリアパス要件 III	⑤キャリアパス要件 IV		⑥キャリアパス要件 V	⑦令和8年度特例要件	記入上の注意		
		月額資金要件 I を満たす	月額資金要件 II を満たす									任用要件・資金体系の整備等、研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の資金要件(年額40万円以上)を満たす職員数を記載	改善後の資金要件を満たす職員は0人であって、令和8年度特例要件は満たす/要約する	介護福祉士等の配置要件の状況が分かる加算の算定状況	生産性向上や協働化に係る取組を実施					
12	4270105564	長崎市	長崎市	ショートステイ清石	短期入所生活介護	521,865	10.17	処遇改善加算 II 口	17.2%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)	9,128,690	2,998,675	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)		生産性向上推進体制加算 I 又は II を算定済			
13	4270105564	長崎市	長崎市	ショートステイ清石	介護予防短期入所生活介護	13,087	10.17	処遇改善加算 II 口	17.2%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)	228,920	75,205	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)		生産性向上推進体制加算 I 又は II を算定済			
14	4290100017	長崎市	長崎市	グループホーム秋桜	認知症対応型共同生活介護	467,590	10.14	処遇改善加算 I 口	22.8%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)	10,810,350	3,532,315	○	○	○	1		サービス提供体制強化加算 I	生産性向上推進体制加算 I 又は II を算定済			
15	4270101837	長崎市	長崎市	グループホーム清石	認知症対応型共同生活介護	221,010	10.14	処遇改善加算 I 口	22.8%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)	5,109,540	1,669,550	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)		サービス提供体制強化加算 II	生産性向上推進体制加算 I 又は II を算定済		
16	4290100603	長崎市	長崎市	地域密着型介護老人福祉施設・日見あけぼの荘	地域密着型老人福祉施設	790,588	10.14	処遇改善加算 I 口	17.6%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)	14,109,100	4,529,335	○	○	○	1		日常生活継続支援加算 I 又は II	生産性向上推進体制加算 I 又は II を算定済			
17	4270108089	長崎市	長崎市	短期入所生活介護・日見あけぼの荘	短期入所生活介護	620,256	10.17	処遇改善加算 I 口	17.6%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)	11,102,080	3,564,025	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)		サービス提供体制強化加算 II	生産性向上推進体制加算 I 又は II を算定済		
18	4270108089	長崎市	長崎市	短期入所生活介護・日見あけぼの荘	介護予防短期入所生活介護	1,217	10.17	処遇改善加算 I 口	17.6%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)	21,760	7,015	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)		サービス提供体制強化加算 II	生産性向上推進体制加算 I 又は II を算定済		
19	4270107164	長崎市	長崎市	デイサービスセンター日見やすらぎ荘	地域密着型通所介護	313,109	10.14	処遇改善加算 I 口	12.7%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)	4,032,170	1,412,855	○	○	○	1		サービス提供体制強化加算 I	ケアプランデータ連携システムの利用を誓約			
20	4270107164	長崎市	長崎市	デイサービスセンター日見やすらぎ荘	通所型サービス(独自)(19人以上)	6,409	10.14	処遇改善加算 I 口	12.0%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)	77,970	26,970	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)		サービス提供体制強化加算 I	ケアプランデータ連携システムの利用を誓約		
21	4270105861	長崎市	長崎市	訪問介護ステーション・日見やすらぎ荘	訪問介護	48,739	10.21	処遇改善加算 I 口	28.7%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)	1,428,170	423,000	○	○	○	1		特定事業所加算 I	ケアプランデータ連携システムの利用を誓約			
22	4270105861	長崎市	長崎市	訪問介護ステーション・日見やすらぎ荘	訪問型サービス(独自/定率)	2,234	10.21	処遇改善加算 I 口	28.7%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)	65,440	19,395	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)		特定事業所加算 I 又は II に準じる市町村独自の加算	ケアプランデータ連携システムの利用を誓約		
23	4290100959	長崎市	長崎市	定期巡回・随時対応型訪問介護看護・日見やすらぎ荘	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	92,877	10.21	処遇改善加算 I 口	27.8%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)	2,636,220	791,785	○	○	○	1		サービス提供体制強化加算 I	ケアプランデータ連携システムの利用を誓約			
24	4270100690	長崎市	長崎市	訪問介護ステーション・プライエム棟	訪問介護	131,889	10.21	処遇改善加算 I 口	28.7%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)	3,864,680	1,144,590	○	○	○	1		特定事業所加算 I	ケアプランデータ連携システムの利用を誓約			

介護保険事業所番号	指定者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬単位数(処遇改善加算を除く)【単位】(a)	1単位あたりの単価【円】(b)	令和8年6月以降に算定する処遇改善加算の区分	加算率(c)	算定対象月(d) ※通常は令和8年6月から令和9年3月	処遇改善加算の見込額【円】(a×b×c×d)	①月額資金要件		②・③キャリアパス要件I・II 任用要件・資金体系の整備等、研修の実施等	④キャリアパス要件III 昇給の仕組みの整備等	⑤キャリアパス要件IV 改善後の資金要件(年額40万円以上)を満たす職員数を記載		⑥キャリアパス要件V 介護福祉士等の配置要件の状況が分かる加算の算定状況	⑦令和8年度特例要件 生産性向上や協働化に係る取組を実施	記入上の注意		
		処遇改善加算IV相当の加算額の見込額の1/2	月額資金要件Iを満たす									改善後の資金要件を満たす職員は0人であって、令和8年度特例要件は満たす/契約する										
25	4270100680	長崎市	長崎市	訪問介護ステーション・プライエム掲載	訪問型サービス(独自)	81,248	10.21	処遇改善加算I口	28.7%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	2,380,760	705,100	○	○	○	0	0	その他(小規模等により適用除外)	特定事業所加算I又はIIに準じる市町村独自の加算	ケアプランデータ連携システムの利用を誓約		
26	42A0100816	長崎市	長崎市	訪問介護ステーション・プライエム掲載	訪問型サービス(独自/定率)	6,682	10.21	処遇改善加算I口	28.7%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	195,820	57,990	○	○	○	0	0	その他(小規模等により適用除外)	特定事業所加算I又はIIに準じる市町村独自の加算	ケアプランデータ連携システムの利用を誓約		
27	4290100967	長崎市	長崎市	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業・プライエム掲載	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	108,460	10.21	処遇改善加算I口	27.8%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	3,078,510	924,665	○	○	○	1	1		サービス提供体制強化加算I	ケアプランデータ連携システムの利用を誓約		
28	4270400668	諫早市	長崎市	諫早市	グループホーム東田	認知症対応型共同生活介護	463,797	10.00	処遇改善加算I口	22.8%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	10,574,600	3,455,300	○	○	○	1	1		サービス提供体制強化加算I	生産性向上推進体制加算I又はIIを算定済	
29	4200100073	長崎市	長崎市	長崎市	落石横断地域包括支援センター	介護予防支援	79,892	10.21	処遇改善加算	2.1%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	171,320	0		○							
30	4200100149	長崎市	長崎市	長崎市	若原地域包括支援センター	介護予防支援	147,850	10.21	処遇改善加算	2.1%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	317,020	0		○							
31	4290180097	長崎市	長崎市	長崎市	訪問看護ステーション掲載	訪問看護	790,113	10.21	処遇改善加算	1.8%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	1,452,060	0		○							
32	4270112321	長崎市	長崎市	長崎市	訪問リハビリテーション・シンクケア掲載	訪問リハビリテーション	2,093	10.17	処遇改善加算	1.5%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	3,150	0		○							
33	4270100144	長崎市	長崎市	長崎市	居宅介護支援事業所・プライエム掲載	居宅介護支援	436,700	10.21	処遇改善加算	2.1%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	936,350	0		○							
34	4270107024	長崎市	長崎市	長崎市	ケアプランセンター日見やすら荘	居宅介護支援	157,143	10.21	処遇改善加算	2.1%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	336,930	0		○							
35	4270100680	時津町	長崎市	長崎市	訪問介護ステーション・プライエム掲載	訪問型サービス(独自)	1,647	10.00	処遇改善加算I口	28.7%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	47,300	14,000	○	○	○	0	0	その他(小規模等により適用除外)	併設主体事業所において処遇改善加算Iの届出あり	ケアプランデータ連携システムの利用を誓約	
36	4270100680	長与町	長崎市	長崎市	訪問介護ステーション・プライエム掲載	訪問型サービス(独自)	1,647	10.00	処遇改善加算I口	28.7%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	47,300	14,000	○	○	○	0	0	その他(小規模等により適用除外)	併設主体事業所において処遇改善加算Iの届出あり	ケアプランデータ連携システムの利用を誓約	
37	4270112321	長崎市	長崎市	長崎市	訪問リハビリテーション・シンクケア掲載	介護予防訪問リハビリテーション	633	10.17	処遇改善加算	1.5%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	910	0		○							

